

# 独立行政法人種苗管理センター 分科会ヒアリング資料

## 目 次

- (1) 独立行政法人の事務・事業の見直し当初案 . . . . . 1
- (2) 「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況 . 25
- (3) その他（補足資料） . . . . . 26

(参考資料)

法人の概要

法人パンフレット

平成22年9月14日

**農林水産省**



各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	農林水産省
-----	-------

法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人種苗管理センター	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	<p>【迅速化及び高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな農林水産省知的財産戦略に即し審査の国際標準化、迅速化に資するため、海外の栽培試験実施機関との栽培試験結果の相互使用を推進するとともに、栽培試験結果の報告期間の一層の短縮を図る。また、同戦略に即し育成者による権利行使を支援するため、DNA分析による品種類似性試験の対象作物の拡大を図る。さらに、東アジア植物品種保護フォーラムの取組みの中で、我が国の品種保護Gメンを各国に派遣し、品種保護関係の人材育成を支援することにより、国内外での権利侵害調査活動の向上を図る。</li> </ul>	<p>【法人形態の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在凍結されている「独立行政法人整理合理化計画」で指摘された2研究独法(農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所)との統合については、研究独法側の研究開発の効果的な推進に関する組織体制の検討状況も考慮しつつ、種苗管理センターの業務が知的財産の保護の効果的推進に寄与するとの観点から組織形態を検討。</li> </ul> <p>【非公務員化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度に措置済み。</li> </ul>	<p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、土地・建物等資産の利用度、将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について分析を行う。</li> <li>・八岳農場においてばれいしょ原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。</li> </ul> <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行う。</li> </ul> <p>【自己収入の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼検査手数料について、受益者に対し適正な負担となっているか点検し、必要に応じて見直す。</li> </ul> <p>【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な業務の遂行の支障となる問題を解決するため、リスク管理委員会を設置し、円滑な運営を図る。</li> <li>・一般職員等について、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映する等といった、新たな評価制度の円滑な運用を図る。</li> <li>・役職員の給与については、国家公務員の給与に準じた改正を踏まえるとともに、総人件費を削減する。</li> <li>・給与水準については、引き続き国家公務員給与に準拠し適正化に努める。</li> </ul> <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き外部有識者からなる農林水産省独立行政法人評価委員会から業務全般について事後評価を受けることにより、業務の的確な運用を図る。</li> <li>なお、調査研究業務については、外部有識者の参画した調査研究評価委員会において事後評価を受け次年度計画に反映させている。</li> </ul> <p>【業務のアウトソーシング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術専門職員の職務の高度化計画に基づき、非常勤オペレーターを採用、若しくは派遣会社へ委託し技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングを進める。</li> </ul> <p>【給与振込の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの給与の振込みについては、2口座までの振込を認めていたが、平成22年度中に原則1口座への振込みとする。</li> </ul> <p>【海外出張旅費の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外への出張旅費に関しては国の規程等に準じた規程・運用である。</li> </ul>
	農作物の種苗の検査	<p>【集約化及び効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質検査のうち実験室における検査(発芽検査、純潔種子検査、病害検査)について、次期中期目標期間中に施設を整備し実施場所を3カ所から1カ所に集約化する。</li> </ul>		
	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	<p>【高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・農業・農村基本計画の生産数量目標の「克服すべき課題」として掲げられている、生食、加工食品用、でん粉原料等の用途に応じた原料ばれいしょの安定供給体制の構築や、加工食品用途(フライドポテト等)への供給拡大に対応するため、第2期中期計画で導入した急速増殖によるミニチューバーを用いた原種生産体系の拡大による新品種等の原種の供給期間の短縮を図る。</li> </ul>		
	調査研究	—		
植物遺伝資源の保存および増殖	—			

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人種苗管理センター			府省名	農林水産省		
沿革	昭和 22 年 農林省馬鈴薯原原種農場及び茶原種農場を設置 昭和 24 年 農林省種苗検査室を設置（園芸課分室への改称等を経て昭和 54 年に種苗課分室となる） 昭和 40 年 農林省鹿児島さとうきび原原種農場を設置 昭和 53 年 農林水産省沖縄さとうきび原原種農場を設置 昭和 61 年 農林水産省種苗管理センター設置（農林水産省種苗課分室、馬鈴しょ原原種農場、茶原種農場、さとうきび原原種農場を統合） 平成 13 年 特定独立行政法人種苗管理センターに移行 平成 18 年 非特定独立行政法人に移行						
中期目標期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日						
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	5 人（2 人）	3 人（0 人）	2 人（2 人）	3 0 5 人		6 8 人	
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要約)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	3, 3 5 2	3, 1 9 3	3, 1 9 4	3, 1 2 3	2, 8 2 4	2, 8 0 4
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	3, 3 5 2	3, 1 9 3	3, 1 9 4	3, 1 2 3	2, 8 2 4	2, 8 0 4
	うち運営費交付金	3, 1 3 3	2, 9 8 5	3, 0 0 6	2, 9 3 9	2, 6 5 4	2, 7 8 1
	うち施設整備費等補助金	2 1 5	2 0 8	1 8 7	1 8 3	1 7 0	2 3
	うちその他の補助金等	5	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位:百万円)	3, 5 4 9	3, 5 2 2	3, 6 8 0	3, 7 3 9	3, 4 2 5	3, 0 1 4	

利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移	1	1	2	3		
(単位:百万円)						
発生要因	中古機械（トラクター）の売却差益等					
見直し案	なし					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	89	171	257	333		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	3,240	3,281	3,628	3,531	(見込み) 3,294	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	農作物の種苗の検査において、発芽検査等の検査の実施場所を集約化することによって、施設等の維持管理コストの低減が見込まれる。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成21年度実績)	<p>〈業務運営の効率化に関する事項〉</p> <p>1 品種登録に係る栽培試験</p> <p>(1) 栽培試験の実施場所の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西日本農場において、職員6名を増員するとともに、栽培試験温室の整備を図り、拠点化を促進。</li> </ul> <p>(平成18年度において、北海道中央農場及び孺恋農場での栽培試験業務の廃止、久留米分室の廃止により集約化。また、平成20年4月に知覧農場を、21年4月に金谷農場を廃止し、西日本農場に再編・統合。)</p> <p>(2) 公募による栽培試験の委託の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3種類20品種の栽培試験について、植物の種類ごとに委託先を公募し、選考の結果、3事業者に委託。</li> </ul> <p>(平成18年度から既存品種と明確な区別性等の判定が容易である植物を対象に、公募による栽培試験の外部委託を実施。)</p> <p>2 育成者権の侵害対策及び活用促進</p> <p>○ 機動的な体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品種保護Gメンについて、新たに八岳農場に2名を併任発令し、全国6農場16名体制から7農場18名体制に増員。</li> </ul> <p>(平成18年度において、本所に品種保護対策課を新設するとともに、品種保護Gメンを2農場4名体制から5農場10名体制に増員。19年度において5農場14名体制に増員。さらに20年度において6農場16名体制に増員。)</p>					

### 3 種苗検査

#### (1) 種苗検査の実施場所の集約化等

- ・種苗検査業務の集約化については平成18年度に措置済み。

(平成18年度に久留米分室を廃止するとともに、その業務を西日本農場に移し3ヶ所に集約化。)

#### (2) 種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子検査業務の廃止

- ・平成19年度に措置済み。

### 4 原原種の生産及び配布

#### (1) ばれいしょ原原種の生産及び配布業務の効率化

- ・八岳農場で実施しているばれいしょ原原種生産・配布業務の他農場への移管については、平成20年度までに措置済み。

(平成18年度において、八岳農場におけるばれいしょ原原種生産業務を廃止し、ばれいしょ原原種生産農場を8カ所から7カ所に集約化。独立行政法人整理合理化計画(以下、整理合理化計画という。)に即し、20年度までにばれいしょ原原種生産業務廃止に伴い不要となった用地を地主へ返還。)

- ・後志分場、胆振農場、十勝農場及び北上農場において、網室生産に代わりミニチューバーを用いた生産体系に切り換え。これにより平成20年度に切り替えた北海道中央農場及び孺恋農場と合わせて、種苗管理センターでの全ての原原種生産をミニチューバーを用いた生産体系に転換。

- ・整理合理化計画に即し、民間企業が作出した早期普及種(アンドーバー)の種いも(ハウスチューバー)を受け入れ、原原種122袋を生産・配布。

(平成20年度からばれいしょ原原種生産の一部工程を民間に移行)

- ・整理合理化計画に即し、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品について一般用種いもとして販売。

(平成20年度から配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品について種いも等として販売できるよう種苗管理センターの内部規程を整備し、新たに一般種いも用として販売。)

#### (2) 茶原種生産・配布業務の終了

- ・茶樹の原種生産・配布業務については18年度をもって廃止。

#### (3) さとうきび原原種の生産及び配布業務の効率化

- ・沖縄農場において、側枝苗育苗温室を整備し、春植及び夏植の原原種用基本種生産の全てを側枝苗による増殖に切

り替え。

## 5 業務運営

### (1) 人員の有効活用

- ・管理部門について、管理業務の本所への一元化を進め、十勝農場の管理課を廃止する一方、業務の品質マネジメント体制を強化するため、本所に品質管理監を新設。
- ・業務部門について、種苗生産部門の要員の合理化に努めるとともに、知覧・金谷農場の西日本農場への再編・統合の終了に伴い西日本農場の管理監を廃止。一方、業務の拡大（栽培試験、東アジア植物品種保護フォーラムの研修等）に対応するため、西日本農場に調査役1人を新設、品種特性審査役1人を増員するとともに、本所業務調整部にきのこ検定チームを新設。
- ・整理合理化計画に即し、目標管理の導入等による適切な人事評価と業務遂行へのインセンティブ向上のため、全職員を対象として新たな人事評価制度の導入に向けた試行を実施。
- ・技術専門職員の職務の高度化計画に基づき、従来一般職員が担当していた栽培試験や病害検定等の専門技術を要する業務についてOJTを行う一方、技術専門職員の業務の一部を非常勤オペレータや派遣職員の活用によりアウトソーシングを実施。

### (2) 久留米分室の廃止並びに金谷農場及び知覧農場の再編・統合

- ・金谷農場を廃止し、西日本農場に再編・統合（4月）するとともに、金谷農場本場跡地を公用・公共利用の取得要望のあった島田市に売却（8月）し、売却収入等により栽培温室、雨よけハウス及び温室設備を整備。  
（18年度に久留米分室を廃止、20年度に知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合。）

### (3) 事務運営の合理化

- ・随意契約見直し計画に基づき、18年度に締結した競争性のない随意契約21件を3件に見直し。
- ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、監事と外部有識者をもって構成する契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を農林水産大臣へ報告。

### (4) 経費の削減

- ・人件費を除く運営費交付金で行う業務に要した経費について、一般管理費は、前年度比13.6%減、基準年度（17年度）からの平均では年11.8%減。業務経費は、前年度比2.6%減、基準年度からの平均では年1.4%減

にそれぞれ縮減。

【中期目標：一般管理費対前年度比3.0%縮減/年度、業務費対前年度比1.0%縮減/年度】

・人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、予算額比では17年度比4.8%減(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた削減率では5.5%減)、決算額比では基準年度比5.2%(同3.5%)を削減。【中期目標期間中に5.0%削減】

・職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)は98.3。

(5) 内部統制機能の強化

・整理合理化計画に即し平成20年度に設置したコンプライアンス委員会において、コンプライアンス基本方針の策定方針について検討し、コンプライアンス推進規程の改正をもって基本方針に代えた。また、全職員を対象に行ったアンケート調査の結果を踏まえ、同委員会の審議を経て行動規範を策定し、全役職員に周知。

〈国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上〉

1 品種登録に係る栽培試験

(1) 栽培試験実施体制の強化

・栽培試験実施計画に基づき、687点の栽培試験を実施。

【中期目標期間中に実施点数1,000点/年度】

(2) 栽培試験結果の報告期間の短縮

・報告書作成期間は平均2.9ヶ月。【中期目標：3ヶ月以内】

(3) 栽培試験対象植物の種類の拡大等

・栽培試験対象植物を18種類拡大。累計45種類拡大。【中期目標期間中に10種類拡大】

・栽培・特性調査マニュアルの作成について、2種類を作成、1種類を改正。【中期目標：2種類/年度】

(4) 対照品種等の保存点数の拡大

・75種類809品種を新たに収集。【中期目標：300品種拡大/年度】

(5) 新規植物の種類別審査基準案の作成

・新規植物の種類別審査基準案について、15種類の作成に着手し、前年度からの継続分を含めて13種類を作成。

【中期目標：15種類/年度】

・作成期間は平均8ヶ月。【中期目標：1.5年/種類】

(6) 植物の種類別の栽培試験実施方法の国際的な基準案の作成

・要請なし。

(平成18年度及び19年度において、合計292種類の審査基準について国際的な調和を図るための見直しを実施。) 【中期目標期間中に10種類】

2 種苗の検査

(1) 検査の迅速化

・検査依頼のあった日から42日以内に報告。【中期目標：50日以内】

(2) 指定種苗の集取及び立入検査等

・農林水産大臣指示に基づき3,037点の指定種苗の集取、17,319点の表示検査を的確に実施。

【中期目標：集取3,000点/年度、表示検査15,000点/年度】

3 原原種の生産及び配布

(1) 需要に即した供給の確保

・原原種について、ほぼ都道府県の需要に見合った配布を実施。

		原原種等 申請数量 A	原原種等 配布数量 B	申請数量 達成率 B/A (%)
ばれいしょ原原種	21年秋植用(袋)	2,750	2,747	99.9
	22年春植用(袋)	62,986	62,986	100.0
さとうきび原原種	21年夏植用(千本)	1,265	1,265	100.0
	22年春植用(千本)	964	964	100.0

【中期目標：需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画の作成】

(2) 原原種の無病性、品質の維持・向上

・収穫直前の病害罹病率はすべて0.1%未満。【中期目標：0.1%未満】

・配布したばれいしょ原原種の萌芽率は21年秋植用99.3%、22年春植用99.3%。【中期目標：90%以上】

・配布したさとうきび原原種の萌芽率は21年夏植用98.4%、22年春植用97.6%。【中期目標：80%以上】

(3) 原原種の配布の迅速化

・配布申請期限から配布開始までの期間は次のとおり。

ばれいしょ原原種：21年秋植用 1.9ヶ月、22年春植用 1.7ヶ月【中期目標：1.5ヶ月】

さとうきび原原種：21年夏植用 1.9ヶ月、22年春植用 1.2ヶ月【中期目標：2.0ヶ月】

(4) 実需者による評価

・配布先農協等を対象にアンケートを実施し、アンケート結果での顧客満足度は次のとおり。

ばれいしょ原原種：21年春植用 4.1、21年秋植用 4.1【中期目標：5段階評価の4.0以上】

さとうきび原原種：21年春植用 4.4、21年夏植用 4.4【中期目標：5段階評価の4.0以上】

(5) 災害対策用種子（そば、大豆）の生産及び予備貯蔵

・災害対策用種子として、そば28.9トン及び大豆5.5トンの予備貯蔵を実施。

【中期目標：そば28トン、大豆5トン】

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
<b>事務及び事業名</b>	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験			
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>① 知的財産権である植物新品種の「育成者権」の保護・活用を図り、付加価値の高い農産物の生産による食料自給率の向上、農業の6次産業化、農産物輸出を促進するため、「種苗法」に基づき、出願品種が新品種であるかどうかを国が判定するために必要な栽培試験を実施。</p> <p>② 日本で育種した優れた品種の海外への不当な持ち出しやその生産物の逆輸入等を阻止するため、品種保護Gメンにより、登録品種の育成者権侵害に関する相談、情報収集・提供、侵害物品であるかどうかを確認するための品種類似性試験、「関税法」に基づく農林水産大臣への意見照会に際しての侵害疑義物品の鑑定等を実施。</p>			
<b>事務及び事業に係る23年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対22年度当初予算増減額)	103,590,000円 (△2,619,000円)	<b>支出予算額</b> (対22年度当初予算増減額)	106,099,000円 (△1,072,000円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成22年1月1日現在)	70人(うち兼任12人)			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>本事務・事業は、</p> <p>① 国際条約及び種苗法に基づき出願品種の審査の一部として行うものであり、知的財産権である「育成者権」の付与の根幹をなす事務・事業であること</p> <p>② 付与した権利についても適切な利活用が図られるよう的確な保護が求められること</p> <p>といった公共上の見地から確実に実施される必要があり、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p> <p>具体的見直しの方向としては、新たな農林水産省知的財産戦略に即し審査の国際標準化、迅速化に資するため、海外の栽培試験実施機関との栽培試験結果の相互使用を推進するとともに、栽培試験結果の報告期間の一層の短縮を図る。また、同戦略に即し育成者による権利行使を支援するため、DNA分析による品種類似性試験の対象作物の拡大を図る。さらに東アジア植物品種保護フォーラムの取組の中で、我が国の品種保護Gメンを各国に派遣し、品種保護関係の人材育成を支援することにより、国内外での権利侵害調査活動の向上を図る。</p>			
<b>備考〔補足説明〕</b>	<p>○ 植物新品種は、「知的財産立国」を目指す我が国において、農林水産分野における重要な知的財産と位置づけられており、我が国は「植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV)」に加盟し、種苗法(UPOV条約に対応した国内法)に基づく品種登録制度により、植物新品種の適切な権利保護に取り組んでいるところである。</p>			

	<p>栽培試験は、植物の新品種である出願品種を実際に栽培して特性を調査するものであり、国はその調査結果をもとに、品種登録の要件を満たすか否かの判断を行い、出願者に対し「育成者権」（「特許権」等に相当）を付与している。この「育成者権」は、他の者の利用を排除する排他的独占権であり、その侵害に対しては差止請求権や刑事罰が設けられている強力な権利である。</p> <p>このように、栽培試験は、国際条約及び種苗法に基づき出願品種の審査の一部として行うものであり、知的財産権である「育成者権」の付与の根幹をなす事務・事業であること、付与した権利についても適切な利活用が図られるような確な保護が求められること、といった公共上の見地から確実に実施される必要があり、今後とも国の関与の下実施することが不可欠である。</p> <p>UPOV条約の加盟各国（68カ国）においても、栽培試験は国の直轄で行うべき重要な業務として位置づけられており、それぞれ国または公的機関が担っている。</p> <p>○ 我が国農業は、知的財産の面では競争力があるため、これを活用し、国内外の消費者のニーズに応じた付加価値の高い農産物・食品の生産・販売を実現することにより、農村の6次産業化や国際競争力の強化と地域活性化につなげることを目的として、平成26年度までの5年間を実施期間とする新たな農林水産省知的財産戦略が平成22年3月に策定されたところであり、植物品種保護強化のため、栽培試験の技術の国際調和と迅速化、品種保護Gメンの取組の強化が必要となっている。</p> <p>仮に本事務・事業を廃止した場合には、新品種開発の停滞や、UPOV条約加盟国としての義務が履行できなくなるとともに、育成者の権利が適切に保護されず不法に増殖された種苗や収穫物が流通することとなり、育成者は新品種の育成に要したコストを回収できず、新たな品種開発が阻害され、ひいては、高品質な農林水産植物の安定供給や我が国農林水産業の競争力が損なわれることにより、国民生活に著しい支障を及ぼすこととなる。</p> <p>また、種苗管理センターの他に本事務・事業を担う主体がないことから、他法人等へ移管することは困難であると考えている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>なし</p>

法人名	独立行政法人種苗管理センター	府省名	農林水産省	
事務及び事業名	農作物の種苗の検査			
事務及び事業の概要	<p>① 種苗は外観により品種の識別や品質の判定が困難であることから、表示の適正化と品質の確保を図り種苗購入者の適切な選択に資するため、「種苗法」に基づき流通段階の種苗の表示や品質の検査を実施。</p> <p>② 優良種子の円滑な輸出等に資するため、E C（現E U）との協議に基づくE U向け輸出野菜種子の検査、O E C D品種証明制度に基づくんさい種子の検査、依頼に応じ国際基準による品質検査を実施し証明書を発行。</p> <p>③ 未承認の遺伝子組換え植物の拡散を防ぎ、生物多様性を確保するため、「カルタヘナ法」に基づき立入検査を実施。</p>			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	<b>国からの財政支出額</b> <small>(対 22 年度当初予算増減額)</small>	69,858,000 円 <small>( 1,428,000 円)</small>	<b>支出予算額</b> <small>(対 22 年度当初予算増減額)</small>	74,986,000 円 <small>( △757,000 円)</small>
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	18人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>本事務・事業は、</p> <p>① 農林水産大臣による販売禁止命令、違反業者公表といった厳しい行政処分につながるものであり、また、虚偽表示を行ったり、集取を拒否した者に対しては罰則が設けられている「公権力の行使」であるため、中立・公正性が強く求められること</p> <p>② 農林水産大臣の指示に基づき迅速かつ適正な実施を図る必要があること</p> <p>③ 集取した種苗の品質検査に当たっては、植物生理学や植物病理学等の幅広くかつ深い知識と技術を必要とし、また、国際的に通用する検査結果とするため、I S T A（国際種子検査協会）の検査規程に基づき検査を行うとともに、定期的にI S T Aの行う熟練度テストを受けるなど、高い技術を保持しなければならないこと</p> <p>等から、国の指示を受けて国と一体となって実施することが不可欠であり、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p> <p>具体的見直しの方向性としては、品質検査のうち実験室における検査（発芽検査、純潔種子検査、病害検査）について、次期中期目標期間中に施設を整備し実施場所を3カ所から1カ所に集約化する。</p>			

備考〔補足説明〕

○ 種苗は外観により品種や品質を識別することが困難であることから、種苗法に基づく指定種苗制度において種苗業者に品種名等の表示を義務づけ、生産等基準を遵守させることにより、優良な種苗の流通を確保し、種苗の需要者である農業者等を保護している。これらの遵守状況を担保するためには、流通段階の種苗を監視して違反種苗をすみやかに発見し、当該種苗の使用を防ぐとともに、当該種苗を販売した種苗業者を取締り、改善指導や行政処分を的確に行うことが重要である。このため、農林水産大臣は、種苗法に基づき、専門的知見や専門施設を有する種苗管理センターに指定種苗の集取・検査を行わせている。特に、①近年の種苗の表示義務違反事件の続発を踏まえた種苗流通の監視体制の強化、②農薬使用状況の表示義務化に伴う種苗業者への指導強化が必要な状況にある。また、カルタヘナ法では、大臣承認を受けていない遺伝子組換え農作物等の我が国への輸入や国内での流通・使用が禁止されており、その担保措置として、農林水産大臣は、農作物等に未承認の遺伝子組換え農作物等が含まれていないかどうかを輸入又は国内流通の段階で確認するため、同法に基づき専門的知見や専門施設を有する種苗管理センターに立入検査等を行わせている。

さらに、優良種子の輸出入等の円滑な流通を確保するため、種苗管理センターは、国際種子検査協会（ISTA）から、種子伝染性病害等を含む検査項目の承認を得た唯一の承認種子検査所として、種苗業者等からの依頼により国際基準に基づいた種子検査を行い、公的な証明書を発行している。また、日本からEUに輸出する野菜種子については、我が国とEUとの協議に基づき、種苗管理センターが輸出種子の検査を行っており、これらの依頼検査等については、今後とも継続的な実施が必要な状況にある。

○ 種苗検査業務における集取については、分担地域の見直しにより全国に配置されている農場の立地を活かしアクセスの改善を図ってきたところであり、今後、本事務・事業の一層の効率化を図り、質を向上させるためには、品質検査のうち実験室で行う発芽率等の検査について専門化、集約化を図ることが必要である。

仮に指定種苗の集取・検査を廃止した場合には、不正表示や低品質の不良種苗の生産・流通により、異品種の播種、不発芽等が発生して農業者の生産活動に著しい支障を及ぼし、さらには、高品質な農林水産物の安定供給が阻害されることにより、国民生活に著しい支障を及ぼすことになる。

また、カルタヘナ法に基づく立入検査等を廃止した場合には、議定書の締約国としての義務が履行できなくなるとともに、遺伝子組換え生物の拡散により生物の多様性に悪影響をもたらす、国民の健康で文化的な生活の確保に著しい支障を及ぼすこととなる。

さらに、仮に依頼検査等を廃止した場合には、種子の品質証明が行えず、種苗業者は公的証明のない種子とし

	<p>て諸外国から輸入を拒否される等の支障が懸念され、種苗産業に被害をもたらす恐れがある。</p> <p>また、種苗管理センターの他に本事務・事業を担う主体がないことから、他法人等へ移管することは困難であると考えている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>発芽検査等の実施場所の集約化や検査対象の重点化により施設等の維持管理コスト等の低減が見込まれる。</p>

	独立行政法人種苗管理センター	府省名	農林水産省
<b>事務及び事業名</b>	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布		
<b>事務及び事業の概要</b>	食料自給率の向上に欠かせない、我が国の食料供給基地である北海道等畑作地域の基幹作物「ばれいしょ」、南西諸島の農業において他作物への代替が困難な基幹作物「さとうきび」は、ウイルス病、細菌病等の病害が、種苗により伝染して広く産地に壊滅的な被害を与えるおそれがあることから、これら病害のまん延防止のため、種苗増殖の起点となる健全無病の原原種（元だね）を、隔離環境での栽培と「植物防疫法」に基づく厳格な病害検査を行いつつ、一元供給。		
<b>事務及び事業に係る 23 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 22 年度当初予算増減額)	66,190,000 円 ( △8,549,000 円)	<b>支出予算額</b> (対 22 年度当初予算増減額)
			207,222,000 円 ( △2,094,000 円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成22年1月1日現在)	115.5人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>本事務・事業は、増殖率が著しく低く、病害虫に侵されやすいことから、特に厳重な管理が求められる、ばれいしょ及びさとうきびについて、その原原種の安定供給を通じて、「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた、これら作物の生産性や品質の向上、さらには生産数量目標の達成や食料自給率の向上に貢献するものである。</p> <p>このため、病害虫の侵入防止策が徹底された隔離ほ場において、継続的な病害虫検査を実施しつつ、これら作物の生産動向に即した種苗生産を行い、安定的かつ公平に道県に配布する必要があることから、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p> <p>具体的見直しの方向としては、食料・農業・農村基本計画の生産数量目標の「克服すべき課題」として掲げられている、生食、加工食品用、でん粉原料等の用途に応じた原料ばれいしょの安定供給体制の構築や、加工食品用途（フライドポテト等）への供給拡大に対応するため、第2期中期計画で導入した急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大による新品種等の原原種の供給期間の短縮を図る。</p>		
<b>備考〔補足説明〕</b>	<p>○ 我が国の畑作振興上、極めて重要な基幹作物であるばれいしょ及びさとうきびについては、種苗増殖率が著しく低く（約10倍）、ウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の種苗伝染性病害虫に侵されやすいといった、他の作物にない特殊性が存在する。なかでも、ばれいしょは植物防疫法上の唯一の国内検疫（指定種苗検疫）の対象となっており、また、同法により病害虫発生国からの輸入は原則として禁止されている。</p> <p>このため、これら作物については、厳格な管理の下、3段階増殖体系（原原種→原種→採種）により、健全無病な優良種苗を安定供給する体制を整備しており、種苗管理センターは、このうち最も厳重な管理が求められる原原種について、病害虫の侵入防止策が徹底された隔離ほ場において、継続的な病害虫検査を実施しつつ、こ</p>		

れら作物の生産動向に即した種苗生産を行い、安定的かつ公平に道県に配布している。特に、ばれいしょについては、食料・農業・農村基本計画において、生食、加工食品用、でん粉原料等の用途に応じた原料ばれいしょの安定供給体制の構築と、加工食品用途（フライドポテト等）への供給拡大を図ることとされるとともに、栽培期間が比較的短いことや単位面積あたりの収穫カロリーが穀物よりも高いこと等から救荒作物として位置付けられ、不測時においてばれいしょへの転換を図ることとされており、これらに対応できるよう新品種等の早期普及と種苗の供給能力の確保が求められている。また、さとうきびについては、種苗伝搬性病害の被害が大きいことに加え、離島であり、台風の常襲地帯でもある鹿児島県西南諸島及び沖縄県の農業における、他作物への代替が困難な基幹作物として、地域経済上の重要な役割を担っている。

- 新たな農林水産省知的財産戦略において、優良な種苗について、知的財産の保護を適切に図りつつ、その安定供給を図ることは、農林業分野における知的財産施策の根幹をなすものであり、ばれいしょ及びさとうきびは種苗管理センターが生産した原原種を元に国内で種苗が増殖され生産者に供給されており、今後もこれらの体制に基づく安定供給を推進するとされている。

仮に本事務・事業を廃止した場合には、生産現場への健全無病な種苗の供給が不可能となり、ウイルス病等の蔓延により我が国畑作農業に甚大な被害をもたらす、また、ばれいしょについては、植物防疫法により種ばれいしょ及び生鮮ばれいしょの輸入が実質的に不可能であるため、これらの結果として農業生産及び国民への食料の安定供給に著しい支障を来すこととなる。

なお、付加価値の高い一部品種については民間において原原種が生産されるとともに、原原種の生産工程の一部を民間に移行したところであるが、一般の品種の民間移行については、①民間において用いられている器内増殖技術は、隔離ほ場を必要とせず、無病性の確保が比較的容易であり、また、ほ場での生産に比べて短期間で原原種を生産することが可能であるという利点はあるものの、大規模な実施は高コストで採算性が低く、全国的な需要に対応することは技術的に難しいこと、②気象変動による不作時のリスク分散を図り毎年安定的に継続して供給するとともに、全国的需給調整を行いながら公平に各道府県に配布する必要があることから、当該措置を行うことは困難である。

また、種苗管理センターの他に本事務・事業を担う主体がないことから、他法人等へ移管することは困難であると考えている。

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし
---------------------------------	----

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
事務及び事業名	調査研究			
事務及び事業の概要	栽培試験、種苗検査、種苗生産の3業務の高度化・効率化を図るため、新しい技術の開発、応用、実用化について調査研究を実施。			
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額)	46,624,000円 (△471,000円)	支出予算額 (対22年度当初予算増減額)	46,624,000円 (△471,000円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	9人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>本事務・事業は、栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務の高度化・効率化を図るため、種苗管理の現場における業務の改善のための技術の改良や試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うために各業務と一体的に行っているものであり、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>本事務・事業は、栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務の高度化・効率化を図るため、種苗管理の現場における業務の改善のための技術の改良や試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うために各業務と一体的に行っているものであり、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。</p> <p>仮に本事務・事業が廃止された場合、栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務の効率的かつ効果的な実施に支障が生じ、ひいては、育成者権の保護・活用、種子流通の適正化、食料の安定供給や農業の持続的発展に重大な支障が生じ、国民生活に著しい影響を与える。また、民営化を行わない栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務の高度化・効率化のための調査研究であり、民営化に馴染まない。</p> <p>また、種苗管理センターの他に本事務・事業を担う主体がないことから、他法人等へ移管することは困難であると考えている。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし			

法人名	独立行政法人種苗管理センター	府省名	農林水産省
事務及び事業名	植物遺伝資源の保存および増殖		
事務及び事業の概要	新品種育成の素材として欠かせない遺伝資源を保存するため、独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクとする「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、種子による保存ができない植物（栄養繁殖性植物）についての保存・特性調査を実施。		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	0 円 ( - 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額) 49,000,000 円 ( △8,000,000 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	24.5人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	本事務・事業は、育種の素材となる植物遺伝資源の保存等を適正に行うことにより、育種に関する試験研究を活発にし、農業生産の活性化に貢献するものであり、独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクとするジーンバンク事業の栄養繁殖性植物に関しての中心的なサブバンクとして機能していることから、今後とも本法人が独立行政法人として実施することが不可欠である。		
備考〔補足説明〕	<p>○ 本事務・事業は、育種の素材となる植物遺伝資源の保存等を適正に行うことにより、育種に関する試験研究を活発にし、農業生産の活性化に貢献するものである。我が国は植物遺伝資源に乏しく、そのほとんどを外国に依存しているが、国連環境計画のもと、生物の多様性を保全し、遺伝資源を持続的に活用してそこから得られる利益を公平に分配するための、「生物多様性に関する条約」が 1992 年に採択され、海外からの再導入が難しい状況になっていることから遺伝資源の保存の重要性が増している。</p> <p>仮に本事務・事業が廃止された場合、育種が停滞し、農業生産が後退することによって国民生活及び社会経済に著しい支障を及ぼすとともに、栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務のコストアップにつながる。</p> <p>また、上述したように本事務・事業は栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務と一体的に実施することにより相乗効果を発揮しており、他法人等へ移管した場合は主要業務のコストアップにつながる。</p>		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし		

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名			府省名
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	該当なし	該当なし	該当なし
備考〔補足説明〕	<p>これまで、農場の統廃合を進め、業務の効率化を図ってきたところであり、これ以上の統廃合等を進めることは、種苗管理センターの業務の円滑な推進に支障をきたすため、農場の統廃合は困難である。</p>	<p>種苗管理センターの業務は、植物新品種の知的財産権（育成者権）の付与の可否を国が判定する際に必要となる栽培試験、種苗の流通の適正化に資するための表示検査・品質検査、病害虫のまん延防止のための健全無病なばれいしょ及びさとうきびの原原種（元だね）の一元供給等であり、①業務の性格上、民間企業による独立採算の確保は不可能であること、②業務に求められる中立・公正性、確実な実効性を担保する必要があることから、独立行政法人の業務として引き続き種苗管理センターが実施する必要がある。</p>	<p>種苗管理センターが行う業務については、同様の事業を行っている法人は存在しないため、重複はない。</p>

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
見直し項目	法人形態の見直し	非公務員化		
<p align="center"><b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p>	<p>現在凍結されている「独立行政法人整理合理化計画」で指摘された2研究独法（農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所）との統合については、研究独法側の研究開発の効果的な推進に関する組織体制の検討状況も考慮しつつ、種苗管理センターの業務が知的財産の保護の効果的推進に寄与すると の観点から組織形態を検討。</p> <p>【整理合理化計画：先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成23年4月）】</p>	平成18年度に措置済み。		
<p align="center"><b>備考〔補足説明〕</b></p>	<p>3法人統合については、平成21年12月に閣議決定された「独立行政法人の見直しについて」の中で「整理合理化計画に定められた事項については、当面凍結し独立行政法</p>			

	人の抜本的な見直しの一環として再検討する。」とされていることを踏まえ現時点では凍結されている。		
--	---	--	--

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>毎年度、土地・建物等資産の利用度、将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について分析を行う。</p> <p>八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。</p>	<p>契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行う。</p>	<p>依頼検査手数料について、受益者に対し適正な負担となっているか点検し、必要に応じて見直す。</p>	
<p>備考〔補足説明〕</p>				

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
<p style="text-align: center;"><b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</b></p>	<p>適切な業務の遂行の支障となる問題を解決するため、リスク管理委員会を設置し、円滑な運営を図る。</p> <p>一般職員等について、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映する等といった、新たな評価制度の円滑な運用を図る。</p> <p>役職員の給与については、国家公務員の給与に準じた改定を踏まえるとともに、総人件費を削減する。</p> <p>給与水準については、引き続き国家公務員給与に準拠し適正化に努める。</p>	<p>引き続き外部有識者からなる農林水産省独立行政法人評価委員会から業務全般について事後評価を受けることにより、業務の的確な運用を図る。</p> <p>なお、調査研究業務については、外部有識者の参画した調査研究評価委員会において事後評価を受け次年度計画に反映させている。</p>	<p>技術専門職員の職務の高度化計画に基づき、非常勤オペレーターを採用、若しくは派遣会社へ委託し技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングを進める。</p>	
備考〔補足説明〕				

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し		
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>これまでの給与の振込みについては、2口座までの振込を認めていたが、平成22年度中に、原則1口座への振込みとする。</p> <p>『平成22年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』</p>	<p>海外への出張旅費に関しては国の規程等に準じた規程・運用である。</p> <p>『平成22年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の海外出張旅費』</p>		
備考〔補足説明〕				

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

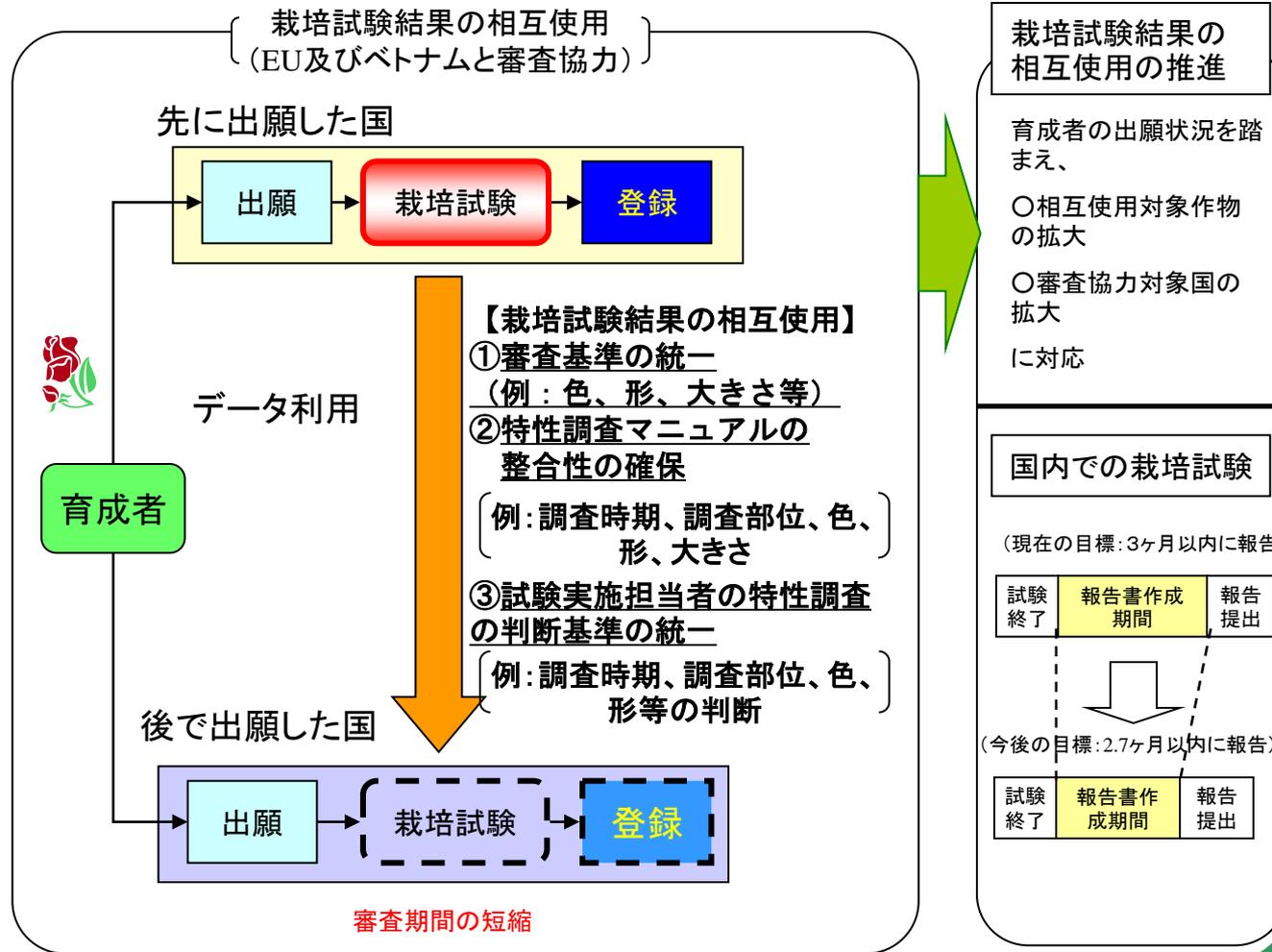
前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

農林水産省所管(10 法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
18	種苗管理センター (17)	● 非公務員化	① 平成 18 年 4 月 1 日から、非公務員化に移行した。
		● 茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止	① 茶原種生産・配布業務については平成 18 年度をもって廃止した。
		● 栽培試験業務の実施農場、種苗検査業務の実施農場の集約化	① 栽培試験業務については、業務の集約化・効率化を図るため、平成 18 年度において、北海道中央農場及び孺恋農場での栽培試験業務の廃止、久留米分室の廃止により集約化を図った。また、平成 20 年 4 月に知覧農場、21 年 4 月に金谷農場を廃止し、西日本農場に再編・統合し効率化を図っている。 種苗検査業務については、平成 18 年度に久留米分室を廃止するとともに、その業務を西日本農場に移し 3 カ所に集約化した。

# 栽培試験結果の相互使用等の推進による審査期間の短縮化

## 課題と対応

○ 審査期間の短縮化を図るため我が国と海外との栽培試験結果の相互使用の推進や栽培試験結果の報告期間の短縮が必要



## 期待される効果

審査の国際標準化・迅速化が推進され、

○ 新品種の開発が促進

○ 知的財産の活用が促進

されることにより農業振興に貢献

# 国内外での権利侵害調査活動の向上

## 課題と対応

### 権利侵害の事実確認

DNA分析による品種類似性試験は迅速な侵害事実の確認や水際対策に不可欠であるが、対象作物が8種類と少ない

〔イチゴ、白インゲン、小豆、イネ、いぐさ、茶、おうとう、日本なし〕

DNA分析による品種類似性試験の対象作物の拡大(2倍程度)



### 海外での侵害対策

東アジア地域では植物品種保護の制度の不備や運営が不十分で育成者権の侵害が発生

《UPOV条約加盟状況》

UPOV91年条約	■
UPOV78年条約	■
UPOV非加盟	■

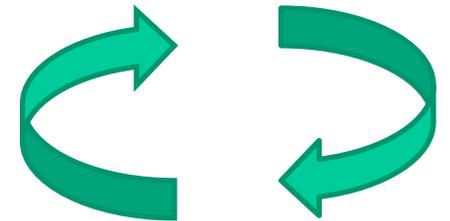


東アジア植物品種保護フォーラムを通じた保護制度の強化

品種保護Gメンを派遣し、品種保護関係の人材育成を支援することにより、各国の品種保護への意識が高まり、制度の創設・強化が推進

## 期待される効果

試験期間の短縮(1年以上→1週間)により  
○育成者権者の経費負担の軽減  
○育成者権侵害の早期解決

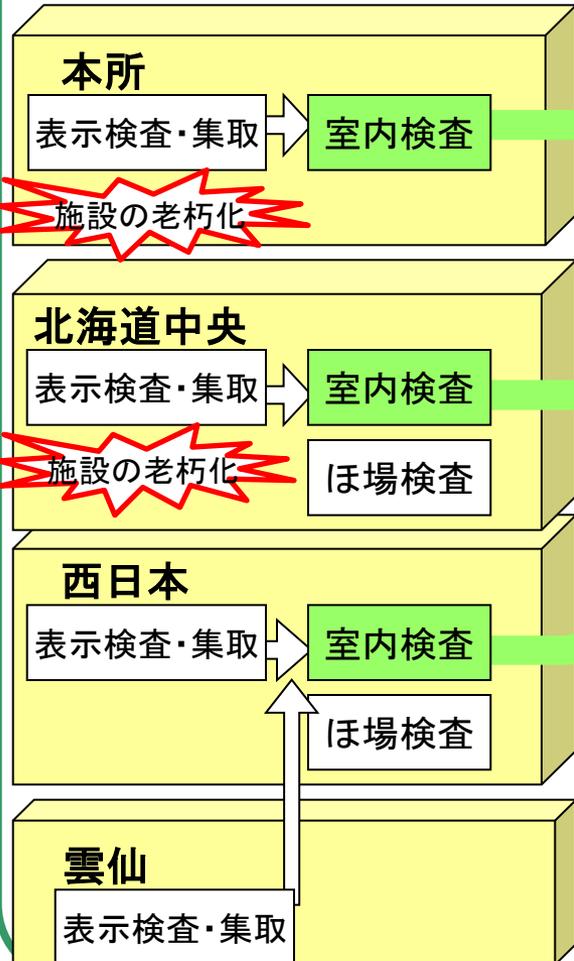


○東アジア地域での育成者権侵害の未然防止  
○我が国と各国の相談窓口間の連携による侵害対策の強化

# 種苗検査(実験室内での品質検査)の集約化

## 課題と対応

- 検査のための維持管理コストの削減や検査体制の強化による質の向上が必要



## 室内検査の統合



## 期待される効果

- 維持管理コストの大部分が削減可能となり、効率化が図られる。
- 検査体制の強化により、質の向上が図られる。
- 効率的な作業・管理体制が確立され、迅速な検査が可能となる。

注) ⇨ は、検査試料の流れを示す。

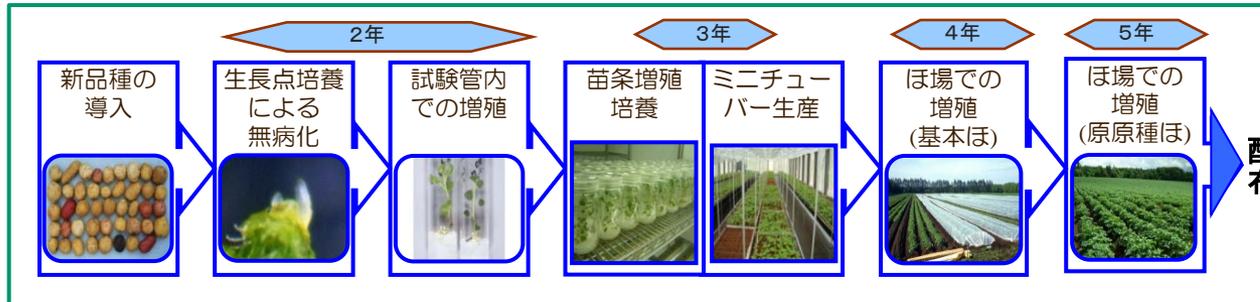
# 急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大

## 課題と対応

- 加工に適したばれいしょの新品種の早期普及が要請されており、原原種の供給期間の短縮が必要

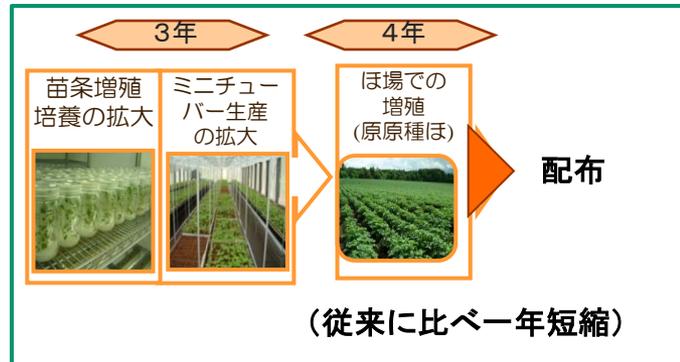
## 急速増殖体系

(現行)



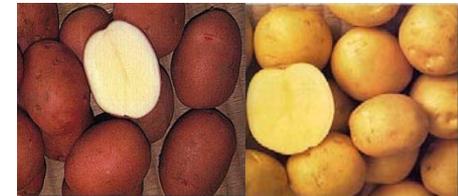
(今後)

(主に加工食品用の新品種)



## 期待される効果

- 加工食品用の新品種の早期普及が図られる
- 加工食品用の新品種の供給拡大への対応が可能となる
- 用途に応じた原料ばれいしょの安定供給体制の構築が図られる



# 独立行政法人種苗管理センター 法人概要

平成 2 2 年 9 月

# ○ 法人の概要

## 1 概要

種苗管理センターは、食料自給率の向上や農業の6次産業化等に欠かせない、知的財産である植物新品種の保護・活用と農業生産の基本となる優良種苗の流通確保を図る「種苗法」等の実施を担う、国から移行した我が国唯一の種苗の管理に関する総合機関です。

## 2 業務内容

- ① 植物新品種の知的財産権(育成者権)の付与の可否を国が判定する際に必要となる栽培試験
- ② 種苗購入者の適切な選択に資するための表示検査・品質検査
- ③ 病害虫のまん延防止のための健全無病なばれいしょ及びさとうきびの原原種(元だね)の一元供給
- ④ 種苗関連技術の調査研究
- ⑤ 栄養体を主とする植物遺伝資源の保存及び増殖

種苗管理センターは、「種苗」に共通して必要な専門知識や技術を有する人員、ほ場、温室や分析機器等を備えることにより、これらの業務を効率的かつ一体的に運営しています。

## 3 沿革

- 昭和22年 農林省馬鈴薯原原種農場、茶原種農場を設置
- 昭和24年 農林省種苗検査室を設置(園芸課分室への改称等を経て、昭和54年に種苗課分室となる)
- 昭和40年 農林省鹿児島さとうきび原原種農場を設置
- 昭和53年 農林水産省沖縄さとうきび原原種農場を設置
- 昭和61年 農林水産省種苗管理センターを設置  
(農林水産省種苗課分室、馬鈴しょ原原種農場、茶原種農場、さとうきび原原種農場を再編統合)
- 平成13年 独立行政法人種苗管理センターに移行
- 平成18年 非特定独立行政法人に移行

## 4 予算(22年度)

○ 収入 (単位:百万円)

運営費交付金	2,654
施設整備補助金	170
受託収入	57
諸収入	143
原原種売却収入	133
その他の収入	10
金谷農場売却収入	118
前年度からの繰越金	115
計	3,257

○ 支出 (単位:百万円)

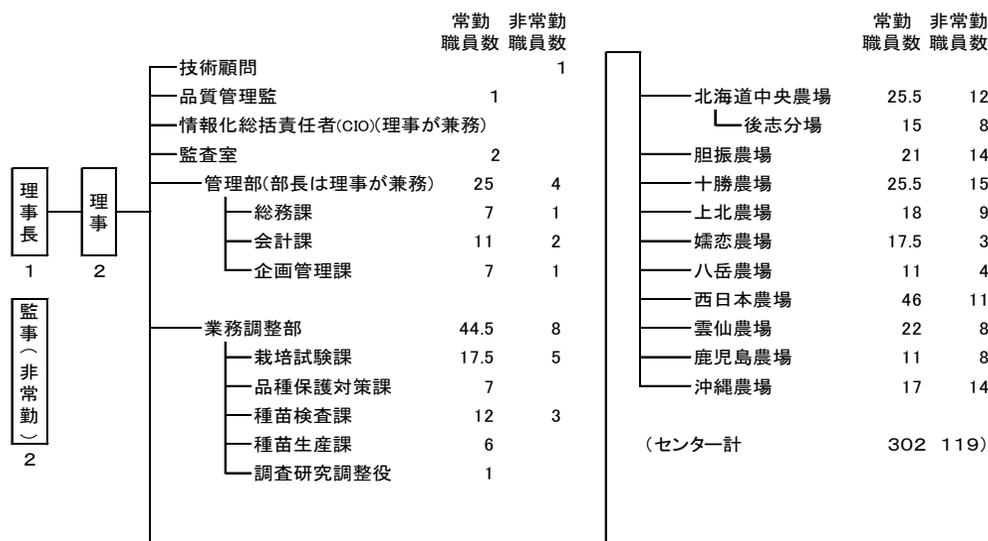
業務経費	288
施設整備費	170
受託経費	57
農場等集約整備経費	233
一般管理費	327
人件費	2,181
次年度への繰越金	0
計	3,257

## 5 人員(平成22年4月1日現在)

常勤役員3名、非常勤役員2名  
 常勤職員302名、非常勤職員119名  
 ラスパイレス指数98.3(平成21年度)

## 6 組織(平成22年4月1日現在)

種苗管理センターは、本所のほか10農場、1分場で構成



※再雇用職員はその勤務時間が一般の常勤職員の2分の1であるため、0.5人として常勤職員にカウントしている

# 農場等の配置状況 (平成22年4月1日現在)

常勤役員3名、常勤職員302名、非常勤職員119名

農場面積 1,814ha

(うち耕地835ha、施設等112ha、樹林地等867ha)

## 本 所

総面積 2ha 役職員数 72.5(13)

主要業務

企画管理 栽培試験  
種苗検査 調査研究

## 西日本農場

総面積 16ha 職員数 46(11)

主要業務

栽培試験 種苗検査

## 雲仙農場

総面積 76ha 職員数22(8)

主要業務

栽培試験 ばれいしょ

## 鹿児島農場

総面積 20ha 職員数 11(8)

主要業務

さとうきび

## 沖縄農場

総面積 50ha 職員数 17(14)

主要業務

さとうきび

## 八岳農場

総面積13ha 職員数 11(4)

主要業務

栽培試験

## 孺恋農場

総面積305ha 職員数17.5(3)

主要業務

ばれいしょ

## 北海道中央農場

総面積 201ha 職員数25.5(12)

主要業務

種苗検査 ばれいしょ

## 後志分場

総面積363ha職員数15(8)

主要業務

ばれいしょ

## 十勝農場

総面積267ha 職員数25.5(15)

主要業務

ばれいしょ

## 胆振農場

総面積 304ha 職員数21(14)

主要業務

ばれいしょ

## 上北農場

総面積 198ha 職員数18(9)

主要業務

ばれいしょ

(注)・再雇用職員はその勤務時間が一般の常勤職員の2分の1であるため、0.5人として常勤職員にカウントしている  
 ・職員数の( )は非常勤職員で外数  
 ・ラウンドの関係で農場面積計と内訳が一致しない  
 ・上記農場の他、金谷農場牧之原分室跡地として1haを所有

### 《農場の分散配置について》

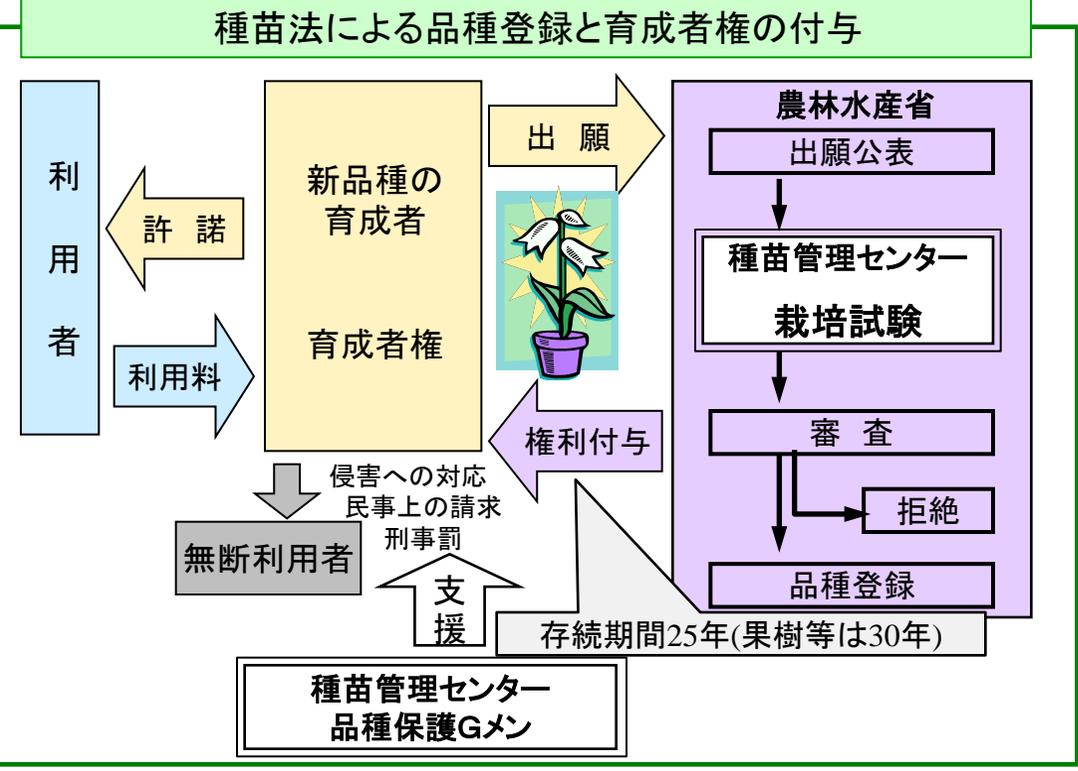
- 栽培試験については、多種多様な出願品種について最適な立地条件の下で特性を調査し、正確なデータを得る必要
- 指定種苗の集取・検査については、全国に散在する種苗業者へ出向き種苗を集取る必要
- 種苗生産については、栽培適地における隔離ほ場の確保、複数農場で栽培することによるリスク分散が必要

# 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験

## ① 品種登録の概要

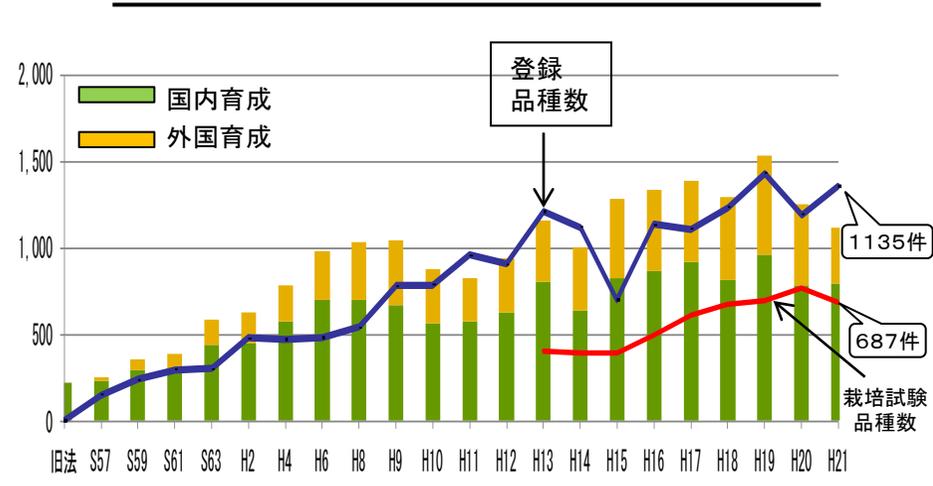
我が国は「植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV）」に加盟し、種苗法（UPOV条約に対応した国内法）に基づく品種登録制度により、植物新品種の知的財産権（育成者権）の保護に取り組んでいます。

種苗管理センターでは、この制度の根幹である出願品種が新品種であるかどうかを国が判定するために必要な栽培試験を行っています。

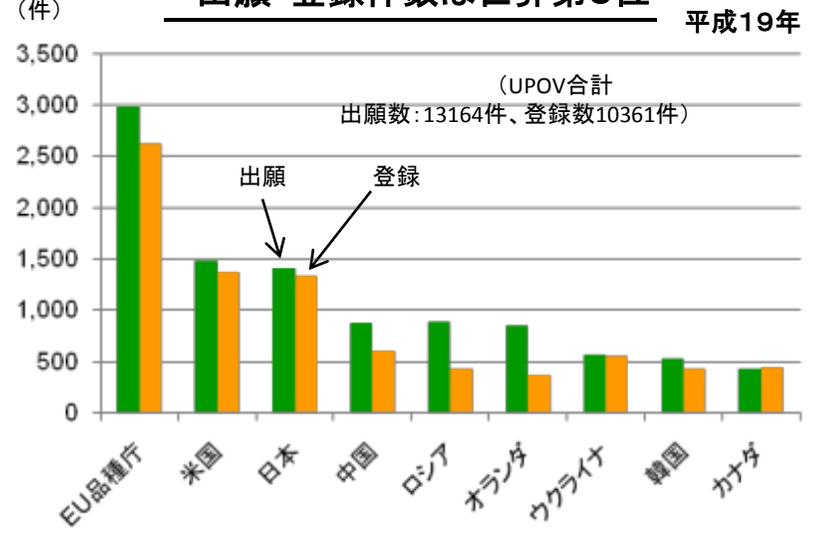


- ・ 優良品種の開発促進
- ・ 付加価値の高い農産物の生産が加速、とくに生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等様々な用途に適した新品種等の種苗が「6次産業化」を促進
- ・ 世界に向けて高品質な農産物の輸出を促進

国内での出願・登録件数の急増



出願・登録件数は世界第3位



資料: UPOV(植物新品種保護国際同盟)理事会資料

# 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験

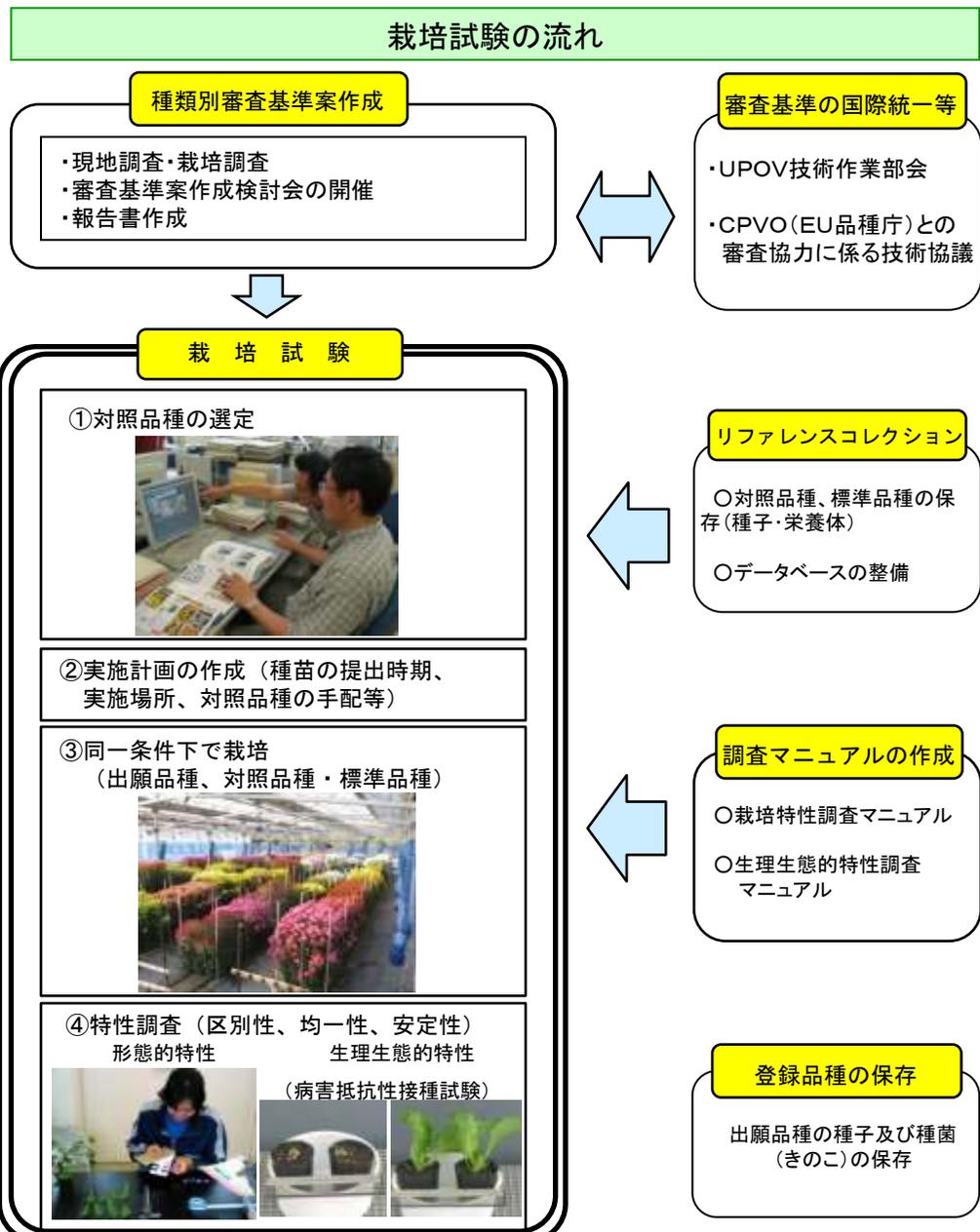
## ② 栽培試験の流れ

栽培試験では、「出願品種」と既存品種のうち最も類似する品種(対照品種)等を同一条件の下で実際に栽培し、形態的特性(大きさ、色、形等)及び生理生態的特性(開花期、病害抵抗性等)について区別性<sup>1)</sup>、均一性<sup>2)</sup>、安定性<sup>3)</sup>を評価します。

- 注: 1) 既存品種と特性が明確に区別できること  
 2) 同一世代で特性が十分均一であること  
 3) 繰り返し増殖させた後も特性が安定していること

### 《事業の特徴》

- 栽培試験は知的財産権である「育成者権」の付与の根幹をなす事務事業であり、公共性の見地から、確実に実施される必要。
- こうしたことから、ドイツ、フランス等の主要国とも公的機関において実施。
- また、国際間での審査データの相互使用が進む中で国際的な信用が不可欠。
- 東アジア地域への技術支援により、「新成長戦略(基本方針)」の「アジア経済戦略」における知的財産権の保護体制の構築を促進。



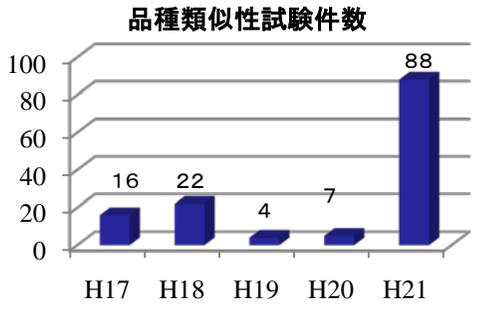
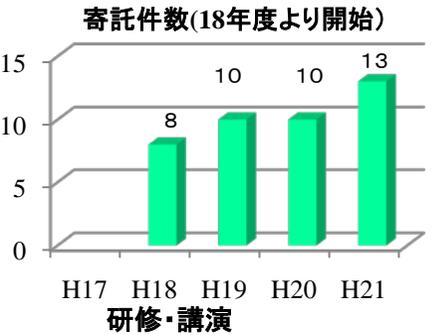
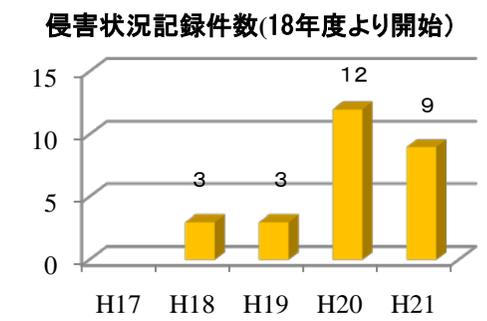
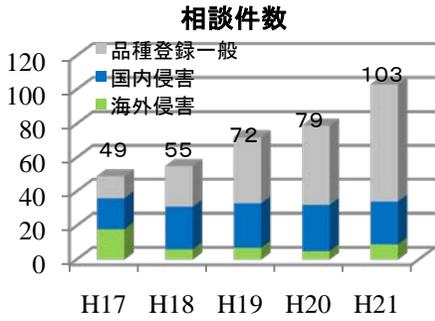
# 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験

## ③ 品種保護Gメンについて

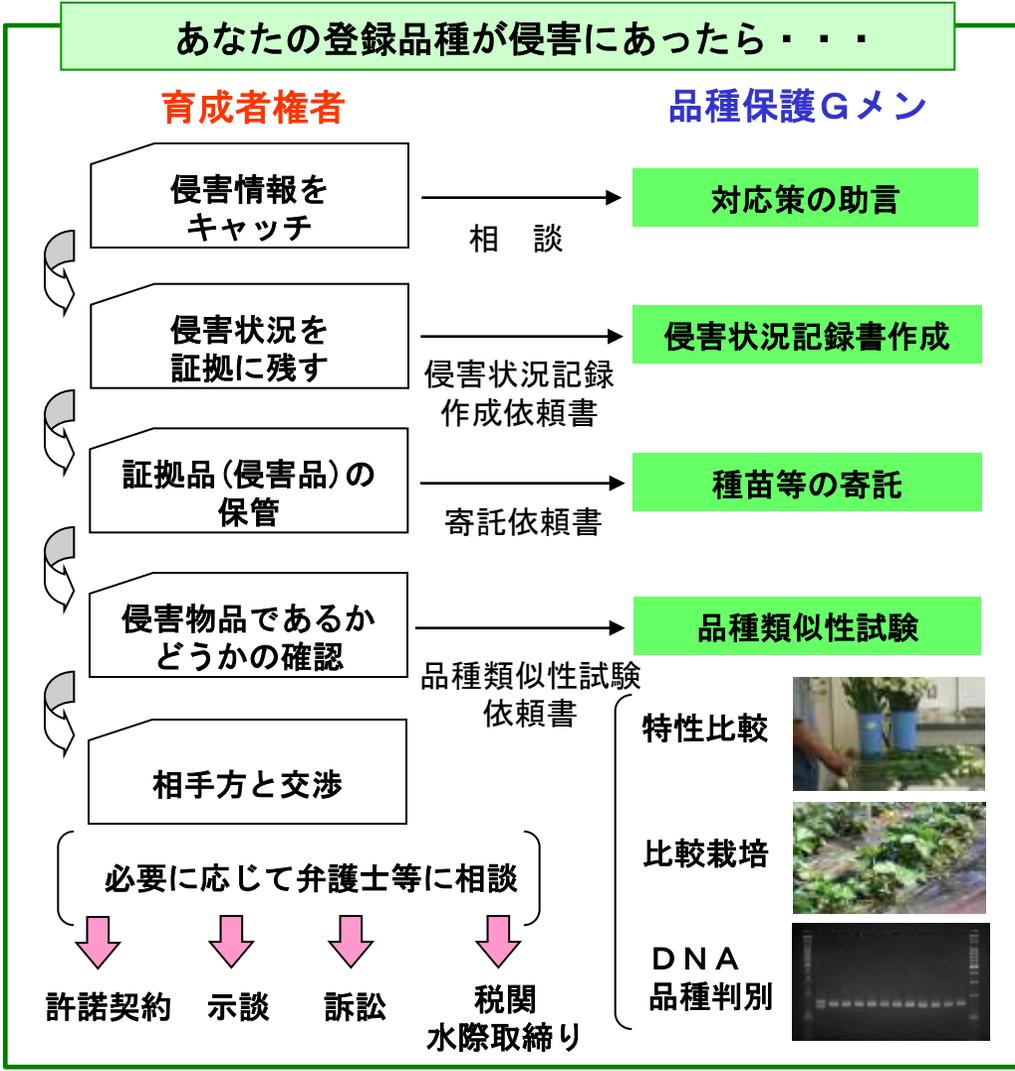
新品種の育成者権が適切に保護されるよう、全国に品種保護Gメン(20名)を配置し、育成者権の侵害対策及び活用のための相談や侵害事実の判定のための品種類似性試験等を行っています。

また、関税法に基づく税関長からの意見照会に際しての侵害疑義物品の鑑定を行っています。

品種保護Gメンの活動実績



	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
回数	21	27	37	34
参加者数	1,565	879	1,882	1,325



・我が国の品種の不当な海外持ち出し、逆輸入阻止  
・知的財産の保護・活用による我が国農業の健全な発展

# 2 農作物の種苗の検査

## ○指定種苗検査の流れ

種苗は外観により品種や品質を識別することが困難であることから、種苗購入者の適切な選択に資するため、種苗法に基づき、食用農作物等農林水産大臣の指定する種苗(指定種苗)を取扱う種苗業者に品種名、農薬の使用等について表示が義務付けられるとともに、野菜種子の生産等に関して守るべき基準が定められています。

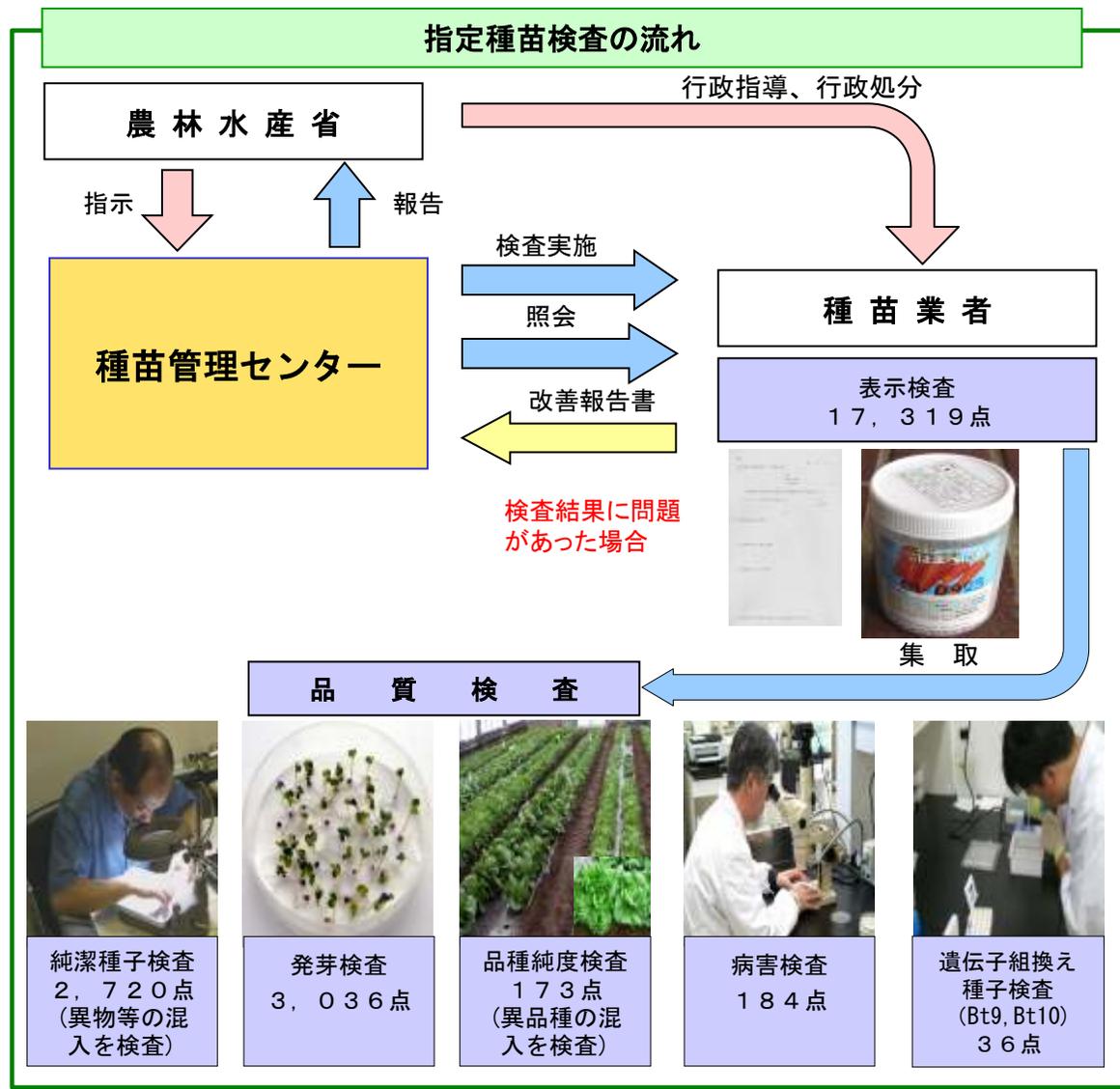
種苗検査では、農林水産大臣の指示に基づき指定種苗の表示や品質の検査を行い、検査結果に問題があった場合には、業者にその改善を求めます。

また、優良種子の円滑な輸出に資するため、EC(現EU)との協議に基づくEU向け輸出野菜種子の検査<sup>1)</sup>、OECD品種証明制度に基づくてんさい種子の検査・証明書の発行<sup>2)</sup>を行っています。

このほか、未承認の遺伝子組換え植物の拡散を防ぐため、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え種苗の立入り検査を行っています。

**《事業の特徴》**  
 ○ 指定種苗の集取・検査及びカルタヘナ法に基づく立入検査等は、罰則等の行政処分につながる「公権力の行使」であるため、中立公正性が強く求められる。

注: 1) 我が国からEU向けに輸出される野菜種子については、その記録類の検査及び輸出種子の品種の確認を行うための事後検査が義務付けられている。  
 2) OECDてんさい種子品種証明制度により、日本から輸出するてんさい種子については、母根及び採種のほ場検査並びに種子検査を実施し品種の確認が義務付けられている。



不正表示や低品質の種苗  
生産・流通の防止

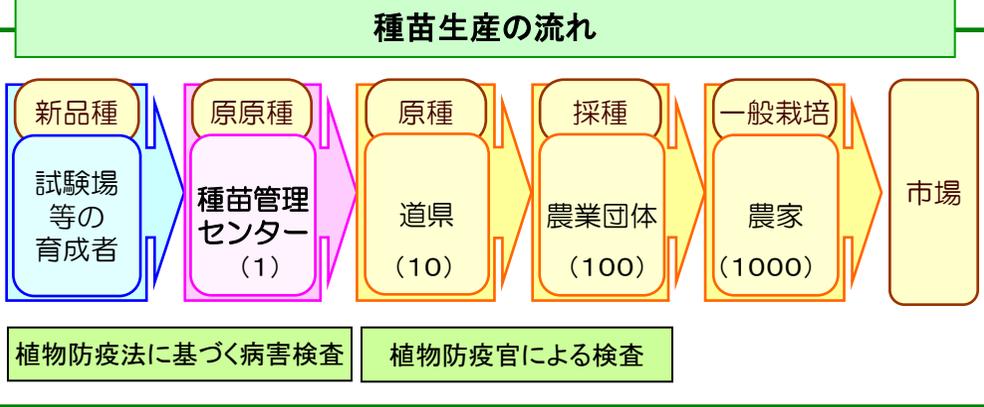
[ 高品質な種苗の流通  
高品質な農産物の供給を促進 ]

# 3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布

ばれいしょ及びさとうきびは、ウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の種苗伝染性病害虫に侵されやすく、その被害が甚大です。なかでも、ばれいしょは植物防疫法上の唯一の国内検疫(指定種苗検疫)の対象となっており、また、同法により病害虫発生国からの輸入は原則として禁止されています。

ばれいしょ及びさとうきびは健全無病で優良な種苗の安定供給が不可欠です。

このため種苗管理センター、道県、農業団体による3段階増殖体系が整備されており、種苗管理センターはその起点となる原原種を一元的に供給しています。これにより、世界のトップレベルにある我が国のばれいしょの高生産性(反収)が支えられています。



生産現場への健全無病な種苗の供給

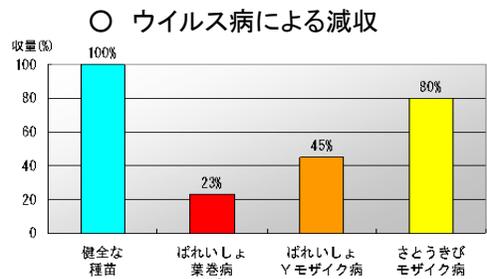
- ・ウイルス病等病害虫の蔓延の防止
- ・「食料・農業・農村基本計画」に基づく生産努力目標の達成や食料自給率の維持・向上

**栄養繁殖性作物 (ばれいしょ)**

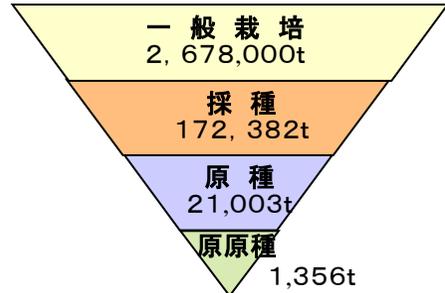
※ ばれいしょでは、1つのイモを2個程度に分割して種イモとして利用。1株からとれる、種イモに利用可能なイモは5個程度であり、このため、1つの種イモからとれる種イモは10個前後にすぎない。

**種子繁殖性植物 (稲)**

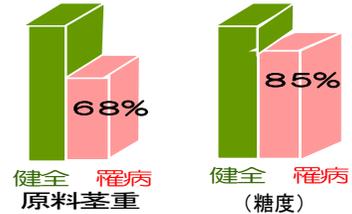
※ 稲は、1つの種子から約500個の種子をとることができる。



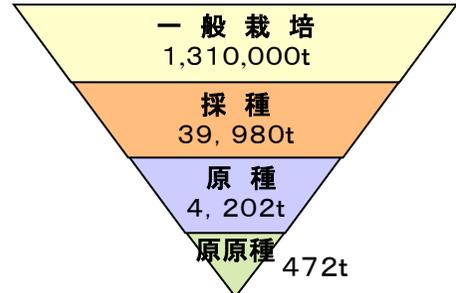
原原種を起点としたばれいしょの生産状況 (平成19年)



○ 健全株とモザイク株の収量比較



原原種を起点としたさとうきびの生産状況 (平成18年)



# (参考1) 隔離ほ場における原原種の生産(無病性の確保)

種苗管理センターは、最も厳重な管理が求められる原原種について、病害虫の侵入防止策が徹底された隔離ほ場において、継続的な病害虫検査を実施しつつ生産し、安定的かつ公平に道県に配布しています。

## 《事業の特徴》

- 万が一にもウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の病害虫に侵された原原種を供給した場合、広く産地全体に壊滅的な被害を与えることとなるほか、ジャガイモシストセンチュウに汚染された場合には、当該ほ場は半永久的に種いもほ場としての使用が不可能となり、取り返しがつかなくなる。
- 植物防疫制度に基づく種ばれいしょの厳格な管理は、WTOのSPS協定(衛生植物検疫措置協定)で認められている。種ばれいしょの生産は欧州・米国でも、国・州機関による同様の管理体制を整備。
- 一部の付加価値の高い品種を除き地方自治体や民間は原原種供給を担うことは困難との意向。

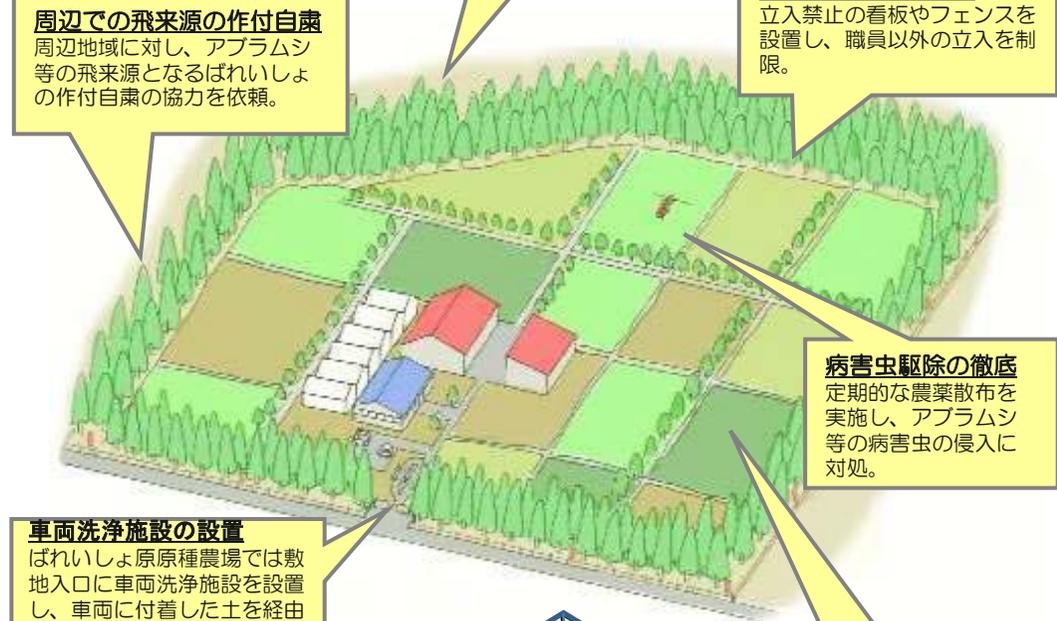


**周辺での飛来源の作付自粛**  
周辺地域に対し、アブラムシ等の飛来源となるばれいしょの作付自粛の協力を依頼。

**防虫林の設置**  
防虫林の設置により、ほ場を周囲から隔離し、ウイルス等の病害を媒介するアブラムシ等の飛来を防止。

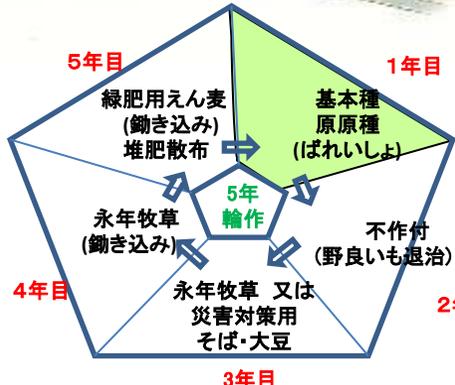


**外部からの立入制限**  
立入禁止の看板やフェンスを設置し、職員以外の立入を制限。



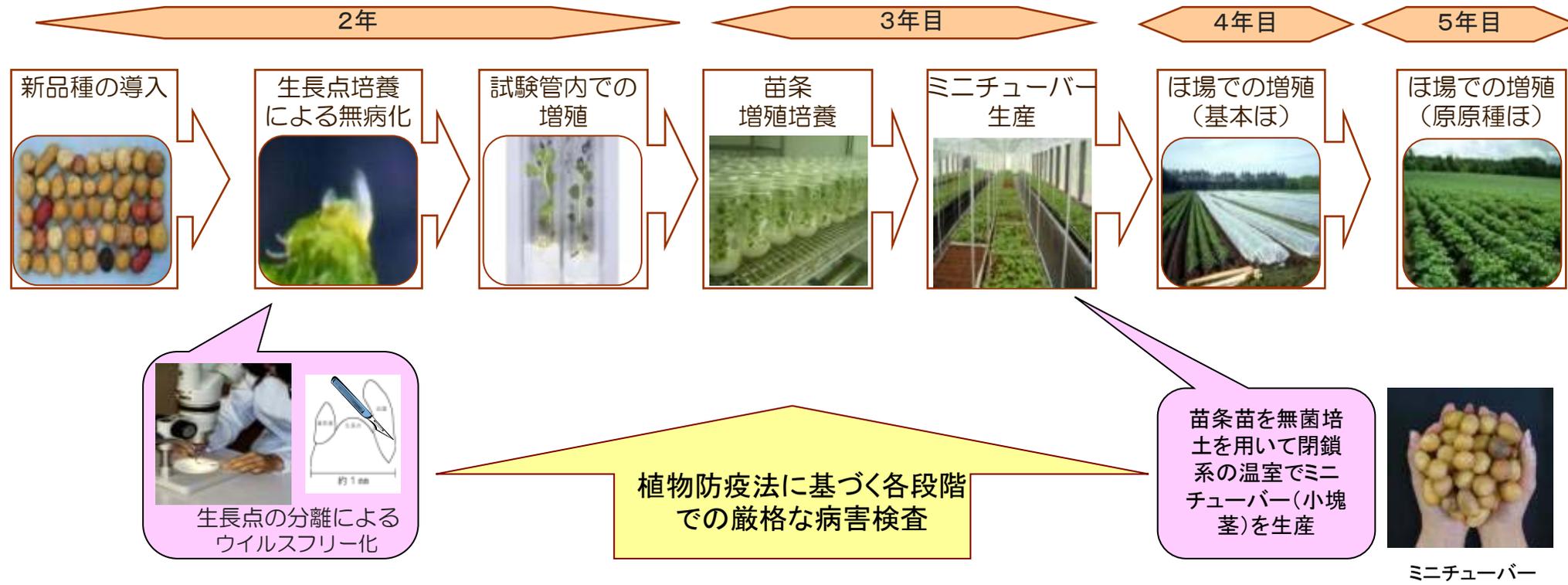
**病害虫駆除の徹底**  
定期的な農薬散布を実施し、アブラムシ等の病害虫の侵入に対処。

**車両洗浄施設の設置**  
ばれいしょ原原種農場では敷地入口に車両洗浄施設を設置し、車両に付着した土を經由した土壌病害虫の侵入を防止。



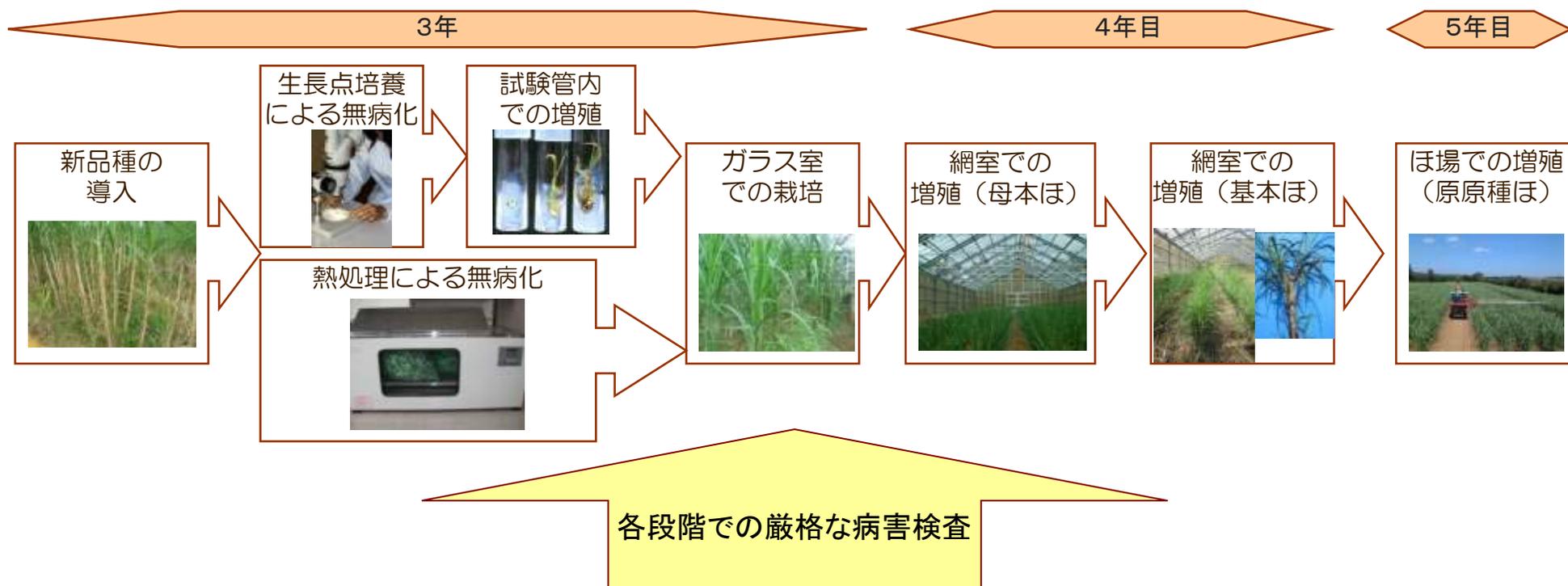
**輪作体系**  
地力の維持や、病害虫蔓延防止のため、5年輪作を実施。

# (参考2) 原原種の各増殖段階での厳格な病害検査(ばれいしょ)



電顕検査	遺伝子診断(PCR法) 抗血清検査(ELISA法)	接種検査	肉眼・個別検査	培養検査 グラム染色検査	植物・土壌検診
<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス病</li> <li>PVX, PVY, PVS, PLRV</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス病</li> <li>細菌病</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス病</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス病</li> <li>細菌病, 糸状菌病</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>細菌病</li> <li>黒あし病, 輪腐病</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジャガイモ</li> <li>シストセンチュウ</li> </ul> 

# (参考3) 原原種の各増殖段階での厳格な病害検査(さとうきび)



電顕検査	遺伝子診断 (PCR法)	接種検査	血清検定 (ELISA法)	肉眼検定
<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス病：サトウキビモザイクウイルス</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>細菌病：わい化病、白すじ病</li> <li>糸状菌病：黒穂病</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス病：サトウキビモザイクウイルス、その他ウイルス</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス病：サトウキビモザイクウイルス</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス病・細菌病</li> <li>糸状菌病・品種特性</li> </ul> 

# 4 種苗関連技術の調査研究

調査研究事業では、種苗管理センターが行っている栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各事業の高度化・効率化を図るため、新技術の開発や試験研究機関の成果の導入・実用化に取り組んでいます。

## 《事業の特徴》

- 各事業の高度化・効率化を図るため、各業務と一体的に調査研究を実施しています。
- 外部有識者の意見を反映した調査研究の重点化、調査研究機関との連携を図り実施しています。

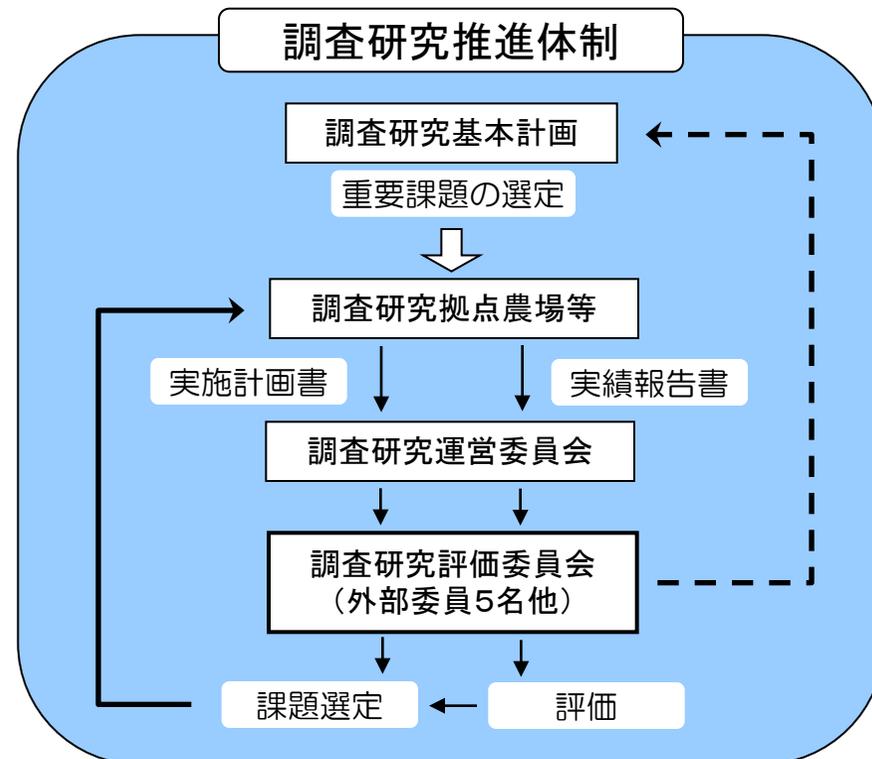
## ○ 調査研究成果の各業務への主な導入例

業務	調査研究成果
栽培試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育成者権侵害における品種識別技術の導入（イグサ、オウトウ）</li> <li>・特殊検定項目の拡大（ラベンダー香気成分、トマトのリコペン含量）</li> <li>・GM種苗の導入遺伝子の検出技術のマニュアル化（カーネーション）</li> </ul>
種苗検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種子伝染性病害検定技術の種苗検査への導入（ニンジン、キャベツ等病害）</li> </ul>
種苗生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バレイショ原原種ウイルス病検定へのPCR法の導入</li> </ul>

## 主要調査研究課題

- ・品種識別のためのDNAマーカーの情報収集・開発
- ・農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の開発
- ・種苗伝染性病害の簡易な検定手法の開発
- ・種苗生産コスト低減に係る技術の開発
- ・高品質ばれいしょ原原種生産管理技術体系の確立

## 調査研究推進体制



# 5 植物遺伝資源の保存及び増殖

新品種育成の素材として欠かせない遺伝資源を保存するため、独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクとする「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、種子による保存ができない植物(栄養体植物)について、栽培しながら保存するとともに、特性を評価しています。

## 《事業の特徴》

○ 国連環境計画のもと、生物の多様性を保全し、遺伝資源を持続的に活用してそこから得られる利益を公平に分配しようという「生物多様性に関する条約」が1992年に採択され、海外からの再導入が難しい状況になっていることから遺伝資源の保存の重要性が増しています。

○ 栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務と一体的に実施することにより相乗効果を発揮しています。

## ○ 植物遺伝資源の保存点数等の推移

	H13	H17	H18	H19	H20	H21	
栄養体植物の保存点数	9,635	10,321	10,518	10,705	10,808	10,935	
種子の再増殖点数	764	820	929	878	885	680	
特性調査	1次特性	20,496	22,573	21,093	20,100	20,092	16,280
	2次特性	549	2,054	2,520	2,377	2,212	2,183
	3次特性	1,360	1,708	1,677	1,476	1,152	1,708

**栄養体植物の保存**

いちごの栽培保存



りんごの栽培保存



種子の再増殖

増殖された各種豆類



特性調査

ばれいしょの皮・肉色調査



↓  
育種に関する  
試験研究の進展

新品種の開発、新たな食品素材の開発、植物の生理・生態解析等農業分野の発展

# 整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)への対応状況

## 整理合理化指摘事項

### (1) 事務事業の見直し

#### 【種苗の検査】

- ・種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止

#### 【原原種生産の生産及び配布】

- ・ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討

### (2) 組織の見直し

#### 【法人形態の見直し】

- ・先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結びつけるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)

#### 【支部・事業所等の見直し】

- ・金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編統合

#### 【組織体制の整備】

- ・八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還

### (3) 運営の効率化及び自律化

#### 【自己収入の増大】

- ・配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入を上げることにについて、関係機関と協議

#### 【業務運営体制の整備】

- ・コンプライアンス委員会を設置

## 対応状況

### (1) 事務事業の見直し

#### 【種苗の検査】

- ・種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を19年度末に廃止

#### 【原原種生産の生産及び配布】

- ・20年度からばれいしょ原原種生産工程の一部を民間に移行(具体的には、民間企業において開発・生産された原原種の元種251kgを受入れ、隔離ほ場で増産を行い、2,340kgの原原種を生産・配布。21年度においても同様の取組を実施)

### (2) 組織の見直し

#### 【法人形態の見直し】

- ・3法人統合に向けて、3法人統合準備委員会、3法人統合検討打合せ会議等を設置し、統合に伴う諸課題を検討。さらに省内に新試験研究独法検討準備室を設置し、統合法案の検討を進めてきたが、「独立行政法人の抜本的見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)を受け、3独法統合に関する作業は「当面凍結」。

#### 【支部・事業所等の見直し】

- ・20年4月に知覧農場を廃止し、西日本農場に再編統合
- ・21年4月に金谷農場を廃止し、西日本農場に再編統合

#### 【組織体制の整備】

- ・ばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い、用地返還手続きを進め、平成20年4月に長野県に対し用地の返還を完了

### (3) 運営の効率化及び自律化

#### 【自己収入の増大】

- ・配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品については、平成20年11月から種いも等として販売できるよう内部規定を整備。20年度は余剰となった原原種及び規格外品の13%に当たる99,040kgを新たに一般種いも用として販売。21年度も同様の取組を実施。

#### 【業務運営体制の整備】

- ・法令遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会を平成20年4月に設置

## 第2期中期計画における組織・業務の効率化・重点化

### 中期計画

#### (1) 栽培試験

- ・平成18年度中に実施農場を9ヶ所から6ヶ所に集約化
- ・栽培適性の検討を行った上で、知覧農場及び金谷農場の業務について、可能なものから早期に西日本農場に移管
- ・西日本農場の拠点化、職員の重点配置を推進し、審査能力の増強、審査期間の短縮

#### (2) 育成者侵害対策

- ・品種保護Gメンの増員(他業務との併任を含む)

#### (3) 種苗検査

- ・久留米分室における業務を西日本農場に移管し、3ヶ所に集約化(集取の分担地域の見直し)
- ・指定種苗検査のうち、病害検査、純度検査等の実施点数を増加

#### (4) 原原種等の生産及び配布

- ・ばれいしょ原原種について、農場の役割分担の推進
- ・八岳農場で実施している業務を早期に他農場に移管
- ・器内増殖技術などの急速増殖技術の実用化・導入による効率化、小粒種いもの生産
- ・茶原種について、地方公共団体又は民間への移行措置をとった上で、早い段階で移行・廃止
- ・ばれいしょ原原種生産の民間等への部分的な移行について検討

#### (5) 予算と人員

- ・予算について、運営費交付金で行う業務における一般管理費(人件費を除く)を毎年度少なくとも対前年度比で3%縮減するとともに、業務経費を毎年度少なくとも対前年度比で1%縮減する。
- ・人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて5%以上の削減を行う。

### 進捗状況

#### (1) 栽培試験

- ・集約化については、措置済み
- ・知覧農場については20年4月に、金谷農場については21年4月にそれぞれ西日本農場に再編・統合(農場長2名、庶務会計担当者2名削減 これにより22百万円の人件費削減)(再掲)
- ・温室等の施設整備、職員の増員等を実施中

#### (2) 育成者侵害対策

- ・17年度:2場所4人 → 22年度:7場所20名  
(うち併任1人) (うち併任15人)

#### (3) 種苗検査

- ・久留米分室については18年5月に廃止し、西日本農場等に移管(庶務会計担当者1名削減 これにより3百万円の人件費削減)
- ・病害検査 17年度:142件 → 21年度:184件
- ・純度検査 17年度:146件 → 21年度:173件

#### (4) 原原種等の生産及び配布

- ・大規模少品種生産農場、小規模多品種生産農場、新品種急速増殖担当農場の役割を明確化
- ・八岳農場における原原種生産業務を18年度をもって終了
- ・21年度から網室生産に代わり急速増殖技術を用いたミニチューバー生産に移行
- ・茶原種生産・配布業務については18年度をもって廃止
- ・20年度より1品種について部分的な民間移行を実施(再掲)

#### (5) 予算と人員

(単位:決算額 百万円)

- ・予算 一般管理費 17年度:250 → 21年度:159
- 業務経費 17年度:457 → 21年度:453
- ・人件費 17年度:2,597 → 21年度:2,407
- 削減率 17年度(基準年) → 21年度:△3.5%
- (常勤職員数 17年1月:334名 → 22年4月:297名 37名削減)

## ○ 種苗管理センター役員

平成22年4月1日現在

理事長 1人（任期4年）

理事 2人（任期2年）

監事 2人（任期2年）

役職	氏名	就任年月日	経歴
理事長 (常勤)	野村 文昭	平成17年4月1日	昭和51年 4月 農林省入省 平成16年 7月 大臣官房統計部生産流通消費統計課長 平成17年 4月 独立行政法人種苗管理センター理事長
理事(総務担当) (常勤:現役出向)	飯倉 正	平成20年4月1日	昭和46年10月 農林省入省 平成18年 8月 生産局総務課課長補佐(人事班担当) 平成20年 4月 独立行政法人種苗管理センター理事
理事(業務担当) (常勤:現役出向)	丸山 恵史	平成17年4月1日	昭和53年 4月 農林省入省 平成15年 8月 北陸農政局生産経営流通部長 平成17年 4月 独立行政法人種苗管理センター理事
監事 (非常勤)	一川 邦彦	平成21年4月1日	平成16年 7月 川崎化成工業(株)常勤監査役 平成19年 4月 独立行政法人農業生物資源研究所監事 平成21年 4月 独立行政法人種苗管理センター監事(非常勤)
監事 (非常勤)	碓井 憲男	平成19年4月1日	公認会計士 平成19年 4月 独立行政法人種苗管理センター監事(非常勤)